

# 市報 わかやま

Wakayama City Public Relations 人権特集号 2023

## 人権 特集号

### 令和4(2022)年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト受賞作品

問(公財)和歌山県人権啓発センター ☎435-5420

最優秀賞



市立和歌山高等学校  
北出 和奏さん

優秀賞



市立和歌山高等学校  
後地 真実さん

優秀賞



市立和歌山高等学校  
田端 東咲さん

優秀賞



市立和歌山高等学校  
西岡 南智さん

### こころうた 人権の詩 2022 受賞作品

(公財)和歌山県人権啓発センター

「歩幅」

あなたは少し  
歩幅が早い  
あなたは少し  
歩幅が遅い  
あなたは少し  
歩幅が早い  
あなたは少し  
歩幅が遅い  
あなたは少し  
歩幅が早い  
あなたは少し  
歩幅が遅い

理事長賞 一般(高校生)の部  
和歌山市 角谷 美都希さん

「ボクと僕」

かわいものが好きなボク  
おひめさまが好きなボク  
ぬいぐるみが好きなボク  
みんなが気持ち悪がるから  
みんなが冷たい目で見るから  
みんながさけるから  
ボクはへんかしはじめる

知事賞 中学生の部  
市立紀伊中学校 渡辺 葉月さん

「僕がでぎんじ」

僕の身長は170センチ  
父の身長は175センチ  
母の身長は155センチ  
僕より身長が高い父は、  
難なく僕を運んでくれる  
僕より身長が低い母は、  
僕の足を引いたり、  
転びそうになりながら運んでくれる

理事長賞 一般(高校生)の部  
和歌山市 高田 英樹さん

僕ができること  
今日からダイエットしてみよう

### 住民票・戸籍謄本など、第三者に不正取得させない! 「事前登録型本人通知制度」の登録を受付中

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していただいた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

この制度を利用することにより、知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認できるため、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。また、不正請求を抑止する効果も期待できます。

#### ① 登録できる方

和歌山市に住民登録や戸籍のある方(過去にあった方も含みます)

#### ② 必要なもの

運転免許証など本人確認書類

#### ③ 対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本・抄本、住民票・附票の除票および除かれた戸籍

#### 制度のイメージ

- 1 市民課窓口・文化会館で事前登録の申請
- 2 代理人や第三者に住民票などを交付
- 3 交付したことを登録者本人に通知



- 登録の申請窓口 / 市役所1階 市民課3番 本人通知窓口・文化会館
- 問合先 / 市民課 ☎ 435-1201 (平日 8時30分～17時15分 ※木曜日は19時まで)

### 第41回 和歌山県小学校人権の花運動

「人権の花運動」とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的として実施している運動です。

#### ● 市立新南小学校



#### ● 市立有功東小学校



### えせ同和行為にご注意を!

「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が人々に根強く残っていることに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。

問 人権同和施策課 ☎ 435-1058

### 「ネット110番」

インターネット上の誹謗中傷やいじめ等の相談窓口

電話 ☎ 435-1110 (人権同和施策課直通) 平日9時～17時

相談フォーム <https://logoform.jp/form/fKMM/147649>



### 人権相談ダイヤル(人権ホットライン)

☎ 435-1110 (平日9時～17時)

#### 今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校  
デザイン表現科2年  
段 ゆりかさん

秋らしい色にしてシンプルで秋らしい寒そうな雰囲気になるように考えました。



# 11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です



## 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）とは、日本固有の人権問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権に関わる重大な人権侵害です。

同和問題（部落差別）は、結婚や就職といった人生の大切な場面で現れることが多いといわれています。身元調査によって、同和地区出身であることを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取り扱いを受けるといった事例が起きています。

私たちの社会には、依然として家柄や出身などを重視する人がいます。こうしたものの見方や考え方が、同和問題（部落差別）を始めとするさまざまな差別を生む要因ともなっています。

平成28年に施行された「部落差別解消推進法」には、「現在もなお部落差別は存在するとともに情報化の進展に伴って状況の変化が生じている」と記されています。

同和問題（部落差別）の解決は、私たち一人ひとりが同和問題（部落差別）を正しく理解し、自分自身の問題として考え、差別を許さないという強い意志を持って行動することが大切です。



## 高齢者の人権

「人生100年時代」と言われはじめ、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。

平均寿命の伸長とともに、生涯現役を目指して、長年培ってきた経験や豊富な知識・技能を持ち社会で活躍する高齢者や、社会の一員として生きがいを持ち、はつらつと生活する高齢者の方が多いです。その一方で、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、心身の状況により様々なサービスや介護を必要とする高齢者が増加しています。また、高齢者に対する、親族や介護施設従事者による、暴力・介護放棄などの虐待、高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などの様々な人権侵害が生じています。

長くなった高齢期を健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていただける長寿社会を構築していくことが重要な課題となっています。そうした社会を実現するために、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考え行動することが大切です。



## 女性の人権

男女共同参画社会とは、男女がともに、職場や学校、地域活動などの社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会です。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成28年には「女性活躍推進法」が施行されました。社会全体として女性をとりまく状況は改善され、性別役割分担意識は変わってきました。

しかし、「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」など、性別による役割分担意識は依然として残っています。また、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する身体的及び精神的暴力による人権侵害も生じています。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識に基づく慣習や制度を見直し、女性も男性も互いに責任をわかちあい、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別や年齢にとらわれず、一人ひとりが個人として尊重されることが大切です。



## 障害のある人の人権

障害者基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」が掲げられています。

障害のある人もそうでない人も、一人ひとりが違う存在であり、それぞれの人たちがお互いを尊重して支え合うことは大切なことです。一方で、障害のある人への家族等の養護者による身体的・心理的暴行等の虐待、福祉施設等における虐待事件、障害を理由とする不当な差別、偏見といった人権侵害が依然として発生しており、社会問題となっています。

「障害」には身体障害、知的障害、精神障害など状態はそれぞれ異なることから、外見でその人の障害を理解することは難しさもありますが、障害のある人が生活する中で不便な思いをしたり、不当な扱いを受けたりすることをなくすために、障害に対する理解を深め、自分事として受け止めることが大切です。



## 子どもの人権

子どもを取り巻く環境は、学校におけるいじめや不登校・体罰、家庭における児童虐待の増加が大きな社会問題となっています。また、近年、子どもの貧困が取りざたされ、7人に1人が貧困状態にあると言われていています。

日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」には、住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られる「生きる権利」、勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる「育つ権利」、あらゆる差別や虐待、紛争に巻き込まれず、暴力や搾取、有害な労働などから守られる「守られる権利」、自由に意見を表したり、団体を作ったりできる「参加する権利」の4つの権利があると定められています。また、この条約の精神にのっとり本年4月に「こども基本法」が施行されました。

家庭・学校・地域社会が連携して、子どもの心身の微妙な変化に気づくことが、いじめや児童虐待などの早期発見につながります。子どもの人権や権利について理解を深め、社会全体で子育てを進めていくことが必要です。



## インターネットと人権

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段などとして誰もが簡単に利用でき、私たちの生活を便利で快適なものにしています。

その一方で、SNS（ソーシャルネットワーク）やブログサービス）での他人への誹謗中傷、個人のプライバシー侵害、差別を助長するような投稿など人権に関わる様々な問題が発生しています。

インターネット上では、匿名で情報を発信することができるため、人権を軽視した行為をしやすくなる傾向があります。その上、インターネットの掲示板やSNSは不特定多数の人が見ることができ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまいます。

情報を発信した人は、発信内容が悪質などき、民事上の責任（損害賠償責任）、刑事上の責任（名誉毀損罪や侮辱罪等）を問われることがあります。

インターネットの利用にあたっては、他人の人権を侵害することのないよう、その特性や起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやマナーを守って利用することが大切です。